

豊田市〇〇センターの管理運営等に関する年度協定書（公募標準モデル）

豊田市（以下「甲」という。）と〇〇法人〇〇（以下「乙」という。）は、甲乙間において締結した豊田市〇〇センター（以下「当該施設」という。）の管理運営等に関する基本協定（以下「基本協定書」という。）に基づき、令和〇〇年度における協定（以下「年度協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この年度協定は、当該施設の管理運営等に関する業務に係る対価（以下「指定管理料」という。）等について定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 この年度協定の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（指定管理料）

第3条 甲が乙に支払う令和〇〇年度の指定管理料は、金 〇〇〇〇〇円（うち、消費税及び地方消費税の額 金 〇〇〇〇円）とする。

2 甲は、前項の指定管理料を前金払いで次のとおり年4回に分割して支払うものとする。

第〇期分（〇月）	金	〇〇〇〇円

3 甲は、乙からの請求書を受理した日から30日以内に、前項に規定する金額を乙に支払うものとする。

〇指定管理者が協会公社であり、精算を適用する施設の場合【標準モデル第3条（指定管理料）を以下のように改める】

（指定管理料等）

第3条 甲は乙に対し、令和〇〇年度の指定管理料として、金〇〇〇〇円（うち、消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇円）を支払うほか、本業務の遂行のため、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱に基づく補助金を交付することができる。ただし、補助金交付額は、補助金交付決定通知、変更交付決定通知および額の確定通知によって、確定する。

2 甲は、前項の指定管理料を前金払いで次のとおり年4回に分割して支払うものとする。

第〇期分（〇月）	金	〇〇〇〇円

3 甲は、乙からの請求書を受理した日から30日以内に、前項に規定する金額を乙に支払うものとする。

4 指定管理料に剰余金が生じた場合は、甲乙協議のうえ精算を行い、令和〇〇年度決算終了後速やかに甲に返還するものとする。ただし、指定管理料の運用で得た利子収入等は精算対象から除外するものとする。

(指定経費の精算)

第4条 前条の指定管理料に含まれる修繕料及び利用料金減免補填金（以下「指定経費」という。）は、以下の金額とする。

修繕料	金 円 (うち、消費税及び地方消費税の額 金 円)
利用料金減免補填金	金 円 (うち、消費税及び地方消費税の額 金 円)

2 指定経費に剰余金が生じた場合は、甲が指示する方法によって、令和〇〇年度決算終了後速やかに甲に返還するものとし、指定経費が不足する場合には甲が当該不足分を補填するものとする。

○利用料金制に新規に移行する場合【第4条（指定経費）の次条に追加】

(利用料金制)

第5条 令和〇〇年4月以降における当該施設の利用に係る利用料金は、乙が利用者から直接徴収するものとする。

2 乙が利用者から当該利用料金を徴収する以前に、利用者から利用申請の取り消しの申し出があった場合には、乙は当該利用料金を徴収しないものとする。

(利用料金制)

第5条 令和〇〇年4月以降における当該施設の利用に係る利用料金は、乙が利用者から直接徴収するものとする。

2 乙が利用者から当該利用料金を徴収する以前に、利用者から利用申請の取り消しの申し出があった場合には、乙は当該利用料金を徴収しないものとする。

○物価変動リスク分担細則を適用する場合【（指定経費）又は（利用料金制）の次条に追加してください】

(協定単価)

第〇条 基本協定書第〇条に基づく指定管理者リスク分担表に係る協定単価は、下記のとおりとする。

重油	金 円/リットル
軽油	金 円/リットル
ガソリン	金 円/リットル
灯油	金 円/リットル
天然ガス(CNG)	金 円/立方メートル
プロパンガス(LPG)	金 円/立方メートル

(事業計画)

第6条 令和〇〇年度の業務内容に関することは、別記1「令和〇〇年度事業計画書」に定めるとおりとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項で必要がある場合及びこの協定について疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 豊田市西町3丁目60番地

豊田市

代表者 豊田市長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 (所在地)

(団体名)

(代表者)

印

別記 1

令和〇〇年度事業計画書

※ 乙が作成する事業計画書（収支計画書を含む。）を添付